

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

INCLUSIVE 株式会社
INCLUSIVE 分割準備株式会社

2025 年 6 月 13 日

吸収分割に係る事前開示書面

2025年 6月 13日

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE株式会社
代表取締役 藤 田 誠

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE分割準備株式会社
代表取締役 藤 田 誠

INCLUSIVE株式会社（以下「分割会社」といいます。）とINCLUSIVE分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年5月23日付で吸収分割契約書を締結し、2025年10月1日を効力発生日として、分割会社の営む一切の事業（ただし、グループ会社管理事業を除きます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に際し、分割会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

「別紙1」のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

承継会社は分割会社の完全子会社であり、分割会社は承継会社の全株式を保有しているため、本吸収分割に伴い承継会社は分割会社に対し対価の交付はいたしません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【分割会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

「別紙2」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

【承継会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は2025年4月1日に成立した会社であるため、確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	1 百万円	資本金	1 百万円
資産合計	1 百万円	負債・純資産合計	1 百万円

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収分割において、分割会社及び承継会社が負担すべき債務につき、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

INCLUSIVE株式会社
INCLUSIVE分割準備株式会社



吸収分割契約書

INCLUSIVE株式会社（以下「甲」という。）とINCLUSIVE分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む一切の事業（ただし、グループ会社管理事業を除き、以下「対象事業」という。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関して、次のとおり契約する。

（吸収分割）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として吸収分割を行い、甲が対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2 本件吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：INCLUSIVE株式会社

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

（2）吸収分割承継会社

商号：INCLUSIVE分割準備株式会社

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

（承継する権利義務）

第2条 本件吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位の内容については、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2 本件吸収分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、すべて重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務及び義務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

（分割に際して交付する対価等）

第3条 乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

（増加すべき吸収分割承継会社の資本金及び準備金）

第4条 乙は、本件吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

（本契約の承認）

第5条 甲及び乙は、第6条に定める効力発生日の前日までに、本契約の承認その

他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

(効力発生日)

第6条 本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）を2025年10月1日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(契約の解除)

第7条 本契約の締結の日から効力発生日までの間に、天変地異その他甲又は乙の事業、資産、負債、経営成績、キャッシュフローその他の状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合には、甲及び乙は、本契約を解除することができる。

(移転手続)

第8条 甲及び乙は、第2条に従い乙が甲から承継する資産の移転に関して、登記、登録又は通知その他当該移転に必要となる手続について、協力して行う。

2 前項に定める手続に要する費用（登録免許税等を含むが、これに限られない。）は乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第9条 第2条に従い乙が甲から承継する資産に対する公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ日割計算により負担する。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第5条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかった場合、又は、本件吸収分割を実行するために必要な法令に定める関係官庁の許認可、承諾、同意等が得られなかった場合、その効力を失うものとする。

(管轄)

第11条 本契約及びこれに関連して生ずる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外条項)

第12条 本契約書に規定するものの外、本件吸収分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、これを執行するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、乙がその原本を、甲がその
写しを保有するものとする。

2025年 5月23日

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE株式会社
代表取締役 藤 田 誠



(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
INCLUSIVE分割準備株式会社
代表取締役 藤 田 誠



(別紙)

承継権利義務明細表

本件吸収分割により甲から乙に承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日において対象事業に属する以下の権利義務とする。但し、甲乙間で別段の合意がなされたものを除く。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、令和7年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

1 資産

(1) 流動資産

- ① 対象事業に属する現金及び預金（対象事業の運転資金として必要な金額に限る。）
- ② 対象事業に属する貯蔵品及び前渡金
- ③ 対象事業に属するその他一切の流動資産

(2) 固定資産

対象事業に属するのれん、顧客関連資産、投資有価証券、繰延税金資産その他一切の固定資産。ただし、知的財産権は除く。

2 負債

(1) 流動負債

なし。但し、効力発生日以後に生じた買掛金等は乙に帰属する。

(2) 固定負債

なし。

3 承継する契約

(1) 雇用契約

対象事業に主として従事する従業員及び甲が別途指定する従業員との間の雇用契約に基づく契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(2) その他の契約

対象事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他対象事業に関する雇用契約以外の一切の契約に基づく契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（効力発生日において既に発生している債権債務を除く。）。

4 その他の権利義務等

(1) 知的財産権

甲乙間で特段の合意がない限り、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が対象事業において使用するものについては、別途甲乙協議のうえ、甲が乙に対して使用許諾する。

(2) 許認可等

対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上



分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

INCLUSIVE株式会社

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,272,994	流 動 負 債	174,343
現金及び預金	1,072,042	買 掛 金	36,712
売 掛 金	118,383	1年内返済予定の 長期借入金	15,000
前 払 費 用	22,845	未 払 金	44,035
関係会社短期貸付金	25,000	未 払 費 用	53,081
貸 倒 引 当 金	△122	未 払 法 人 税 等	1,145
そ の 他	34,845	契 約 負 債	2,967
固 定 資 産	561,847	一年内償還予定の社債	5,000
有形固定資産	3,980	そ の 他	16,400
車両運搬具	658	固 定 負 債	43,835
工具、器具及び備品	3,322	関係会社事業損失引当金	43,835
無形固定資産	25,580	負 債 合 計	218,179
の れ ん	17,567	(純資産の部)	
そ の 他	8,013	株 主 資 本	1,543,135
投資その他の資産	532,286	資 本 金	14,216
投資有価証券	185,789	資 本 剰 余 金	2,849,118
関係会社株式	289,204	資 本 準 備 金	1,506,667
関係会社長期貸付金	92,367	その他資本剰余金	1,342,451
貸 倒 引 当 金	△100,815	利 益 剰 余 金	△1,319,686
そ の 他	65,740	その他利益剰余金	△1,319,686
資 産 合 計	1,834,842	繰越利益剰余金	△1,319,686
		自 己 株 式	△511
		新 株 予 約 権	73,527
		純 資 産 合 計	1,616,663
		負 債 純 資 産 合 計	1,834,842

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	657,116
売上原価	347,892
売上総利益	309,223
販売費及び一般管理費	643,993
営業損失	△334,770
営業外収益	
経営指導料	166,405
その他	5,177
営業外費用	
支払利息	92
社債利息	50
為替差損	568
違約金損失	920
その他	28
経常損失	
特別利益	
関係会社事業損失引当金戻入額	35,213
投資有価証券売却益	129,760
抱合せ株式消滅差益	193,594
その他	8,886
特別損失	
関係会社株式評価損	1,424,231
関係会社事業損失引当金繰入額	14,019
投資有価証券評価損	81,983
その他	13,667
税引前当期純損失	
法人税、住民税及び事業税	2,380
法人税等調整額	40,743
当期純損失	△1,374,417

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,350,051	1,500,051	-	1,500,051	54,730	54,730	△511	2,904,322
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	6,615	6,615	-	6,615				13,231
当期純損失(△)					△1,374,417	△1,374,417		△1,374,417
自己株式の取得								
減 資	△1,342,451		1,342,451	1,342,451				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	△1,335,835	6,615	1,342,451	1,349,066	△1,374,417	△1,374,417	-	△1,361,186
当 期 末 残 高	14,216	1,506,666	1,342,451	2,849,118	△1,319,686	△1,319,686	△511	1,543,135

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	49,856	2,954,178
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		13,231
当期純損失(△)		△1,374,417
自己株式の取得		
減 資		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	23,670	23,670
当 期 変 動 額 合 計	23,670	△1,337,515
当 期 末 残 高	73,527	1,616,663

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

工具器具備品 3～5年

車両運搬具 2年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

イ. 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」といいます。）等を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の

性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いています。また、取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に顧客から受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 主な取引における収益の認識

当社の主な収益として、広告コンテンツ制作があります。当該収益は、一時点で充足される履行義務として、サービス提供完了時点で顧客の検収作業が行われるなど当該サービスが顧客に移転した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(評価・換算差額等に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

・ 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 289,204千円

関係会社株式評価損 1,424,231千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社が保有する関係会社株式について、株式の実質価額が帳簿価額に比べて50%程度以上低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、結果が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、さらなる評価損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

21,732千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額 100,000千円

借入実行残高 -千円

差引額 100,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 66,677千円

② 短期金銭債務 4,997千円

③ 長期金銭債権 92,367千円

④ 長期金銭債務 -千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	59,681千円
仕入高	7,249千円
販売費及び一般管理費	952千円
営業取引以外の取引高	166,875千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	576株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	31,009千円
関係会社事業損失引当金	13,483千円
関係会社株式評価損	469,979千円
投資有価証券評価損	70,953千円
のれん	2,140千円
資産調整勘定	9,954千円
繰越欠損金	50,479千円
その他	1,895千円
繰延税金資産小計	649,897千円
評価性引当額	▲646,866千円
繰延税金資産合計	3,031千円
繰延税金負債	
顧客資産	▲2,393千円
未収事業税	▲638千円
繰延税金負債合計	▲3,031千円
繰延税金資産の純額	-千円

(2) 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日、「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当事業年度末の一時差異のうち、2026年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を主に29.8%から30.7%に変更しております。

これに伴う計算書類に与える影響額は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社 (注3)	TRIPLE WIN STRATEGIES 株 式 会 社 (注3)	所有 直接 100.0% (注3)	役員の兼任 当社サービスの 提供 プロモーション 企画・PRサー ビスの利用	経営指導料 の受取 (注1)	37,872	-	-
子 会 社	株 式 会 社 O G S	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取 (注2)	369	長期貸付金 (注4)	92,367
子 会 社	LAND INSIGHT 株 式 会 社	所有 直接 59.2%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取 (注2)	100	短期貸付金	25,000
子 会 社	株 式 会 社 オ レ ン ジ	所有 直接 58.9%	役員の兼任	経営指導料 の受取 (注1)	47,172	未収入金	4,324
子 会 社	株 式 会 社 下 鴨 茶 寮	所有 直接 58.9%	役員の兼任	経営指導料 の受取 (注1)	43,407	未収入金	4,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社において発生が見込まれる管理費用等の負担額を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. TRIPLE WIN STRATEGIES株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
4. 株式会社OGSへの貸倒懸念債権に対し、合計92,367千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 153円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 136円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。